別記様式を次のように改める。

別記様式（第15条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則第３条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

（実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十九条　実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第二十五条第二項第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十一条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項第四号中「第一号から前号まで」を「前三号」に改める。

第四十条第一項中「し易い」を「しやすい」に改める。

第七十九条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第七十九条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

第八十条から第八十二条までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第79条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第３条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

（試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第三十一条　試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十二条　研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

第十四条から第十六条までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第13条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）